

# 発達支援の展望

～宮っ子の健やかな成長を願って～

平成25年2月

宇都宮市発達支援ネットワーク会議

## はじめに

---

近年、少子化が進行する中、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくことが求められています。こうした環境は、障がいや発達につまづきのある子やその家族にとって、より重要であり、障がい等のあることが大きな不安や負担とならないように、子どもの育ちと子育てを支えていく体制が必要です。

中でも、対人関係や集団場面に特別の配慮を必要とする、「発達障がい」のある子どもへの関心は、マスコミ報道や行政による理解啓発などによって高まっていますが、一方で子どもに関係する各現場からは、「こうした子どもたちに、何ができるのだろうか」、「育てにくさを感じている保護者に対し、どのような手を差し伸べればいいのか」、「適切な支援はどんなことか」などの様々な疑問や課題が出されています。

このような状況を踏まえ、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」では、宇都宮市域における発達支援について、各分野の発達支援の取組状況や課題を出し合い、発達支援の各関係者が社会の変化や市民生活の変化等に対応しながら適切な支援を行うことができるよう、今後のあるべき姿について議論しました。

その結果、障がいの早期発見・早期支援や専門性の高い療育・教育の提供など「子どもの将来の自立に向けた発達支援」の必要性や、子どもや家族にとって身近な子育て支援の場である幼稚園や保育園など「身近な地域における支援」の必要性、子どもの支援に携わる「関係機関による連携した支援」、「障がい理解に向けての支援」という4つの視点が、今後の支援体制を考えるにあたり重要であることが共通認識されました。

障がいがあっても特別な存在でなく、他の子どもと同じ「子ども」という視点を欠いてはなりません。障がいの有無に関係なく、すべての子どもが健やかに育ち、住み慣れた地域でともにふれあい暮らすことができるというノーマライゼーションの理念に基づいた“正常な社会”つまり“あたりまえの環境”が求められており、それが社会の望まれる姿であると考えております。

この「発達支援の展望」は、発達を取り巻く課題の解決に速やかに取り組む必要があることから、様々な立場からの意見を集約し進むべき方向性についてまとめたものです。広く関係者の方々に有効に活用されるとともに、各関係者の努力により地域における発達支援の輪が広がり、発達支援の必要な子どもや家族に対して一日も早く必要かつ十分な支援が行われるよう、さらには、“あたりまえの環境”の実現をもたらす原動力となることを、切に願うものであります。

平成25年2月

発達支援ネットワーク会議  
会長 池本 喜代正

# 目次

## はじめに

### I 発達支援を取り巻く環境の変化

1 国の動き	1
2 県の動き	3
3 障がい児の状況	4
4 宇都宮市の障がい児の状況	5

### II 宇都宮市の発達支援の現状と課題

1 障がいの早期発見・早期支援	7
2 療育支援	9
3 幼稚園・保育園における支援	12
4 就学後の支援	14
5 家族への支援	18
6 関係機関の支援	20
7 障がい理解に向けての支援	23
8 課題の総括	25

### III 発達支援の展望

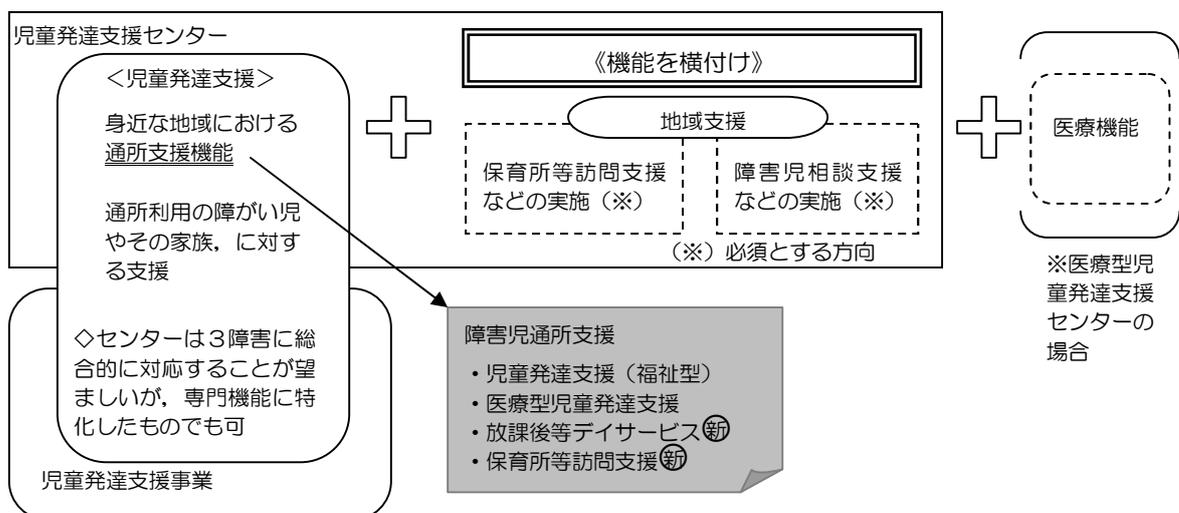
支援のあり方～4つの視点～	28
1 子どもの将来の自立に向けた支援	30
2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援	32
3 関係機関による支援	35
4 障がい理解に向けての支援	36

# I 発達支援を取り巻く環境の変化

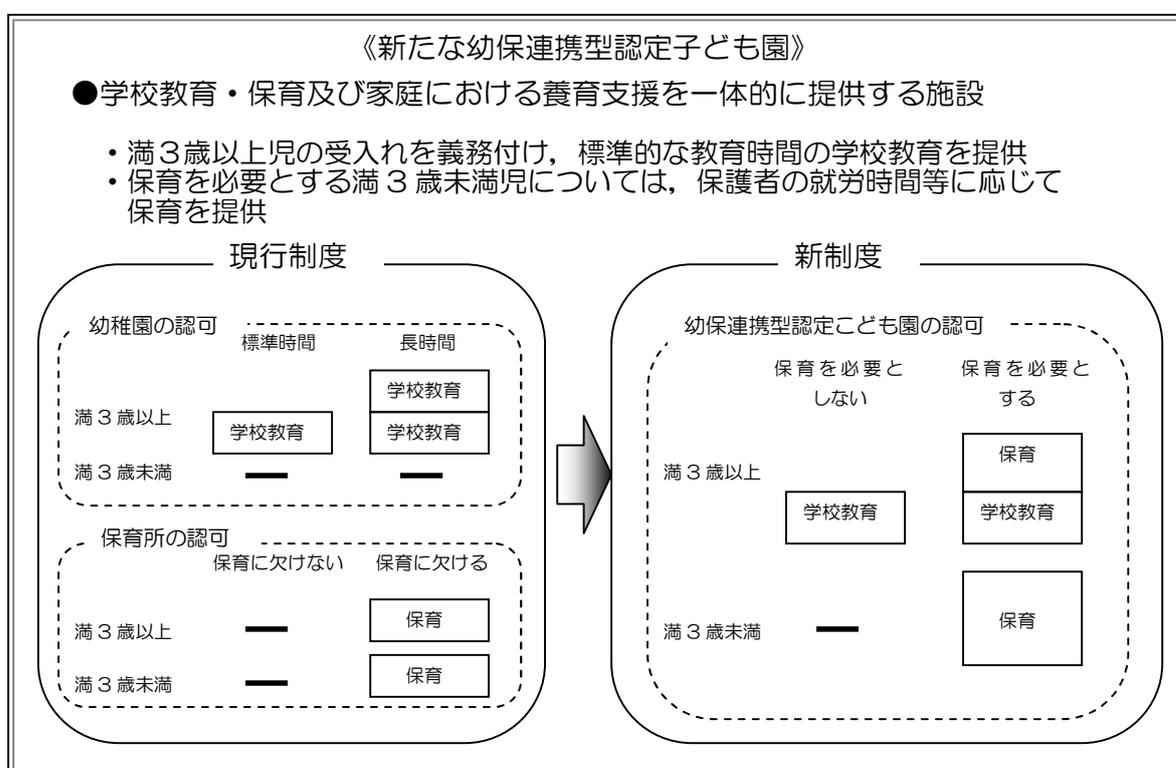
## 1 国の動き

- 発達障がいとは、他の障がいと比べて一見して分かりにくく、制度の谷間に置かれ必要な支援が行き届きにくい状況にあったが、平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がい者が法律上位置づけられたことから、国及び地方公共団体の責務として、発達障がいの早期発見・早期支援、就労・地域生活等に関する支援及び発達障がい者の家族への支援を図ることが規定された。
- 厚生労働省では平成 20 年 3 月に「障害児支援の見直しに関する検討会」を設置し、同検討会は同年 7 月に「自立と共生」という理念の下、①子どもの将来の自立に向けた発達支援、②子どものライフステージに応じた一貫した支援、③家族を含めたトータル的な支援、④できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の 4 つの基本的視点を基に「障害児支援を充実すべき」と報告した。
- また、平成 22 年 12 月の「障害者自立支援法」の改正により、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれること、さらには、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正において、障がい者の定義の中で、精神障がいに含まれることが明示された。
- これらを受けて、平成 24 年 4 月には「児童福祉法」が改正され、障がい児の定義に「精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）」が含まれたほか、児童発達支援を再編し、身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所等の障がい児を預かる施設に対する援助等にも対応できるようになった。

### 〈児童発達支援センターの事業について〉



- すべての子どもにとって良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「新たな子ども子育て支援制度」が創設されたことで、保育の対象児を「保育に欠ける」から「保育を必要とする」児童に転換・拡大され、保護者のニーズに応じた施設等の利用が可能となり、新たな幼保連携型認定子ども園など幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することになった。
- ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど「優先利用」の認定を受けた子どもや障がい児等の特別な支援が必要な子どもについては、市町村が利用可能な施設・事業者のあっせんや利用の要請を行うことになった。



## 2 県の動き

- 県立特別支援学校においては、14校すべてに、「早期教育相談室」を設置して、就学前の障がい児とその保護者を対象に、養育や教育、発達段階に応じた指導などについての相談を行っている。
  
- 栃木県においては、平成13年に「とちぎリハビリテーションセンター」として同敷地内に「リハビリテーション病院」、「子ども発達支援センター」、「子ども療育センター」、「障害者総合相談所」を設置し、障がい児者に対してライフステージに応じた適時・適切な相談・診療・リハビリテーションが提供できるようになった。
  
- また、発達障害者支援法の施行に伴い、平成17年7月に「発達障害者支援センター（ふぉーゆう）」を「とちぎリハビリテーションセンター」に設置し、発達障がい者とその家族に対する相談支援・発達支援・就労支援をはじめ、普及啓発や障がい理解のための研修等を行っている。
  
- 県教育委員会は、特別支援学校（知的障害）高等部において軽度の障害のある生徒が増加したことで、教室不足が深刻化してきたこと、また中・重度の生徒と在籍を共にすることによる職業教育のあり方が課題になってきたことから、平成24年3月に「高等特別支援学校整備基本計画」を策定し、平成28年4月を目処に、高等特別支援学校の整備を進めているところである。
  
- 平成24年4月、児童福祉法の改正に伴い、「子ども発達支援センター」の中の肢体不自由児通園施設が医療型児童発達支援センターに、知的障害児通園施設が福祉型児童発達支援センターに移行した。

### 3 障がい児の状況

#### ○ 発達障がい児の増加

自閉症スペクトラム障害やAD/HDなど発達障がい児が全国的にも増えている。さらには、見た目には障がい分かりにくいいため、その発見や対応が遅れてしまうことが多く、学齢期に問題が顕在化することにより、二次的な情緒や行動の障がい、虐待・育児放棄などの事態を引き起こしやすいといわれている。

#### ○ 「気になる子」の増加

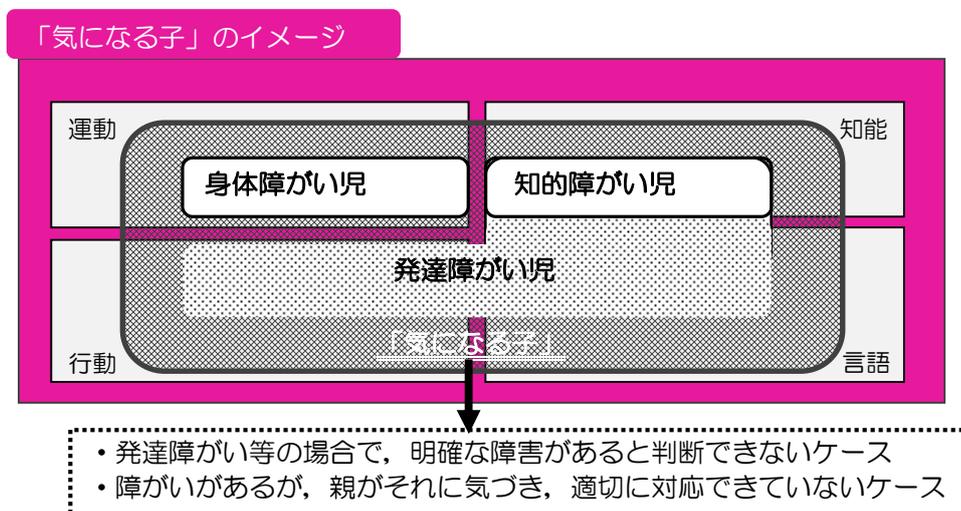
明確に障がいと診断はされていないが、「落ち着きがない」「友達とトラブルが多い」「コミュニケーションがとれない」など幼稚園等の集団生活の場面において顕在化する「気になる子」が増加している。保護者は子どもに障がいの疑いがあることを認めたくないとの意識が働き、気になる行動を個性だと思い込みがちである。子どもの課題を保育者と保護者の間で共通理解することが難しく、保育者は日々の子どもへの適切な対応と保護者の障がいへの「気づき」の促しに悩んでいる。

#### ○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

文部科学省調査（平成24年）によると、「小中学校における通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」は6.5%と推定された。これは、40人学級で1クラスにつき2～3人の割合になる。

#### ○ 発達障がい児及び「気になる子」の増加要因

発達障がいは、先天的な脳機能の障がい原因だと言われているが、詳細については解明されていない。その増加要因は、社会環境の大きな変化によるものといわれているが、諸要因が複雑多岐にからみあっていることもあり、根本的な増加要因の究明は難しいといわれている。



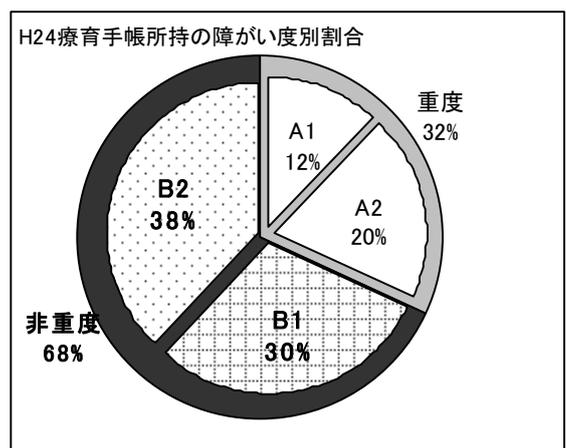
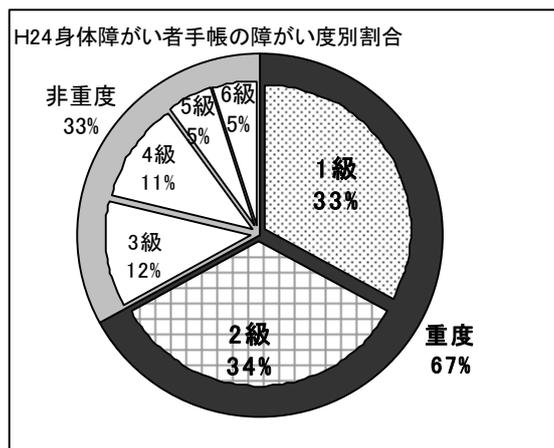
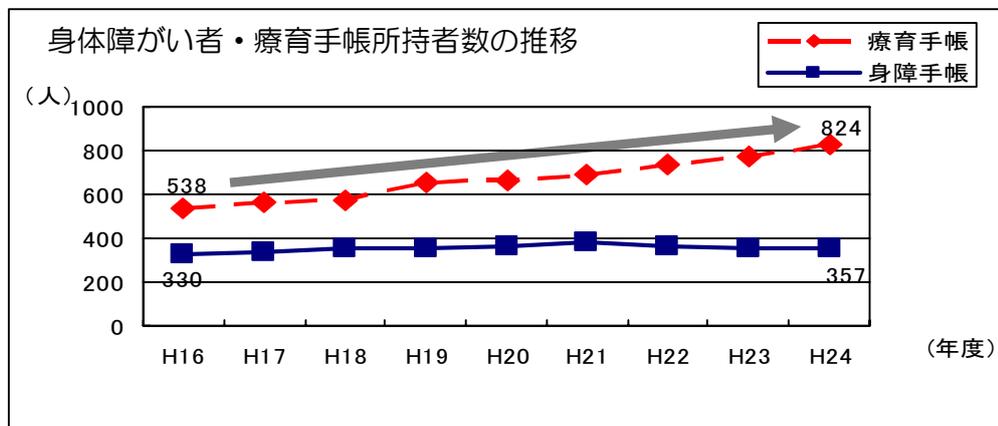
#### 4 宇都宮市の障がい児の状況

##### ○ 身体障がい児

身体障がい者手帳を所持する児童数は平成 16 年度は 330 人であったが、平成 24 年度は 357 人（8%の増加）と、ほぼ横ばい傾向である。内、重度（1 級・2 級）の占める割合が、67%（238 人）と高い。

##### ○ 知的障がい児

療育手帳を所持する児童数は平成 16 年度は 538 人であったが、平成 24 年度は 824 人（53%の増加）と、増加傾向にある。非重度（B1・B2）の占める割合が 68%（554 人）と高い。



○ 発達障がい児

市内における発達障がい児の実数の把握は困難であるが、各種相談・療育等の支援において、利用する障がい児のうち、発達障がい児の占める割合が高い。

・発達支援児保育（教育）	8割（H24 アンケート	189人中、 <u>142人</u> が該当）
・障がい児療育事業	8割（H23実績	344人中、 <u>283人</u> が該当）
・障がい児診療検査事業	7割（H23実績	467人中、 <u>324人</u> が該当）
・教育相談	6割（H23実績	976人中、 <u>594人</u> が該当）

○ 「気になる子」

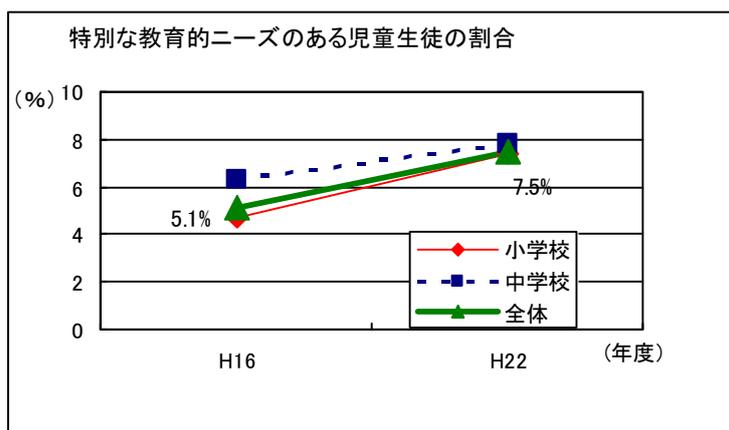
市内幼稚園・保育園及び小・中学校への調査の結果、幼稚園・保育園の「気になる子」の割合は4.0%（平成24年度）であり、小中学校の「特別な教育的ニーズのある児童生徒」の割合は、7.5%（平成22年度）であった。

＜保育園・幼稚園における「気になる子」の数＞

対象：115園（幼稚園45園，保育園70園）

	園児数	発達支援児数 (A)	「気になる子」の数 (B)	合計 (A)+(B)
幼稚園	9,560人	101人 (1.0%)	292人 (3.1%)	393人 (4.1%)
保育園	7,107人	88人 (1.2%)	382人 (5.4%)	470人 (6.6%)
全体	16,667人	189人 (1.1%)	674人 (4.0%)	863人 (5.2%)

＜市内小・中学校における「特別な教育的ニーズのある児童生徒」※の割合＞



※ 「特別な教育的ニーズのある児童生徒」：小・中学校の通常の学級において、学習面・行動面で困難さがあり、特別な支援を必要と判断される児童生徒

## Ⅱ 宇都宮市の発達支援の現状と課題

### 1 障がいの早期発見・早期支援

#### (1) 早期発見の状況

- 乳幼児の健やかな成長と母親の育児支援を目的に、「乳幼児健康診査」が実施されており、その受診率はいずれも90%を超えている。また、1歳6か月・3歳児健診を受診した児の1～2割が要経過観察等になっている。

<平成23年度乳幼児健康診査の実績> 単位：人

	受診児数	内要経過観察等
4か月児健診	4,662	220 (5%)
10か月児健診	4,746	257 (5%)
1歳6か月児健診	4,846	800 (17%)
3歳児健診	4,625	566 (12%)

- 市内全5歳児を対象に、軽度発達障がいの早期発見・早期支援を目的に実施されている「5歳児チェックリスト」の配布・回収により、平成23年度においては、配布した5,073人のうち、チェックリストに基づき、園訪問や電話等で状況確認し内容を精査した結果、5歳児の3.1%である156人が相談・療育等の支援につながっている。
- 就学前の幼児に対し、障がいの疑いの有無等の状況を把握し、適切な就学指導や支援につなげるための「就学时健康診断」において、「健康診断中に気になる行動が見られた子ども」の割合は受診児の2～3%である。
- 平成24年度に市が実施した幼稚園・保育園へのアンケート結果において、回答が得られた115園のうち、「気になる子がいない」と回答した園が16園、「気になる子が10人以上いる」と回答した園が24園と認知の差が大きい。

#### (2) 早期支援の状況

##### ア 専門機関における支援の状況

- 子ども発達センターの相談窓口である「子ども発達相談室」の利用児が増えており、内9割以上が未就学児であり、「言葉の遅れ」を主訴とする子どもが多い。また、心理相談員等の発達検査が必要な専門的な相談件数も年々増えており、1件あたりの相談に時間がかかるなどの理由から、常に1ヶ月程度の利用待ちが生じている。

<子ども発達相談室の実績（主訴別）> 単位：人

	H19	H20	H21	H22	H23
運動発達の遅れ	41	30	81	29	33
言語発達の遅れ	449	452	473	448	512
多動傾向	40	81	102	86	82
対応方法	96	155	160	84	377
その他	237	283	358	377	664
計	863	1,001	1,174	1,024	1,448

- 子ども発達センターが、市内の幼稚園・保育園を訪問し、障がいの早期発見、担当職員等への支援を行う「ここ・ほっと巡回相談事業」において、訪問園数は平成 19 年度から平成 23 年度は約 2 倍に増加しており、迅速な対応が困難な状況である。

<ここ・ほっと巡回相談事業の実績>

	H19	H20	H21	H22	H23
訪問園数(延) // (実)	67 園 (39 園)	66 園 (36 園)	49 園 (45 園)	51 園 (45 園)	132 園 (75 園)
支援児童数(延) // (実)	193 人 (99 人)	193 人 (97 人)	215 人 (215 人)	145 人 (145 人)	520 人 (505 人)

イ 身近な地域における支援の状況

- 心身に発達の遅れがあると思われる就園前の親子を対象に子育て相談等を実施している「なかよしクラブ」(市内 3 か所)の利用者は、平成 19 年度 3,048 人から平成 23 年度は 6,697 人へと 2 倍に増えており、毎日の利用が困難な場所も生じている。

<なかよしクラブの利用人数の推移>

単位：人

実績	H19	H20	H21	H22	H23
利用者数(延)	3,048	3,698	4,727	5,566	6,697
利用児数(実)	98	96	127	146	172

※参考：利用頻度(割合)  
 ・月 1 回：23%  
 ・週 1 回：36%  
 ・週 2~3 回：36%  
 ・週 4 回以上：5%

- 障がいの「気づき」から判明した子どもや保護者に対する発達支援は、地域担当保健師・保育士、子ども発達センター、幼稚園・保育園、なかよしクラブ、障がい者生活支援センターなど様々な関係機関が連携して取り組んでいるが、情報交換の機会が少ないなど支援状況の把握等に苦慮している。

課題

① 早い段階での障がいの「気づき」の促し

⇒ 就学前の段階で、適切な関わりができるよう、スクリーニング機能の充実及び保育士等の「気づき」の視点の向上を図る必要がある。

② 「気になる子」への対応の充実

⇒ 早い段階で、「気になる子」への適切な関わりや保護者の障がい受容の促しができるよう、保護者が利用しやすい環境の資源を整備するとともに、子どもの発達に応じた対応ができるよう支援の充実を図る必要がある。

⇒ 「気になる子」への一貫した支援を行うため、関係機関等の情報共有を図り、連携しやすい体制に整備する必要がある。

## 2 療育支援

### (1) 早期療育支援の状況

- 子ども発達センターが実施している、「早期療育支援事業（カンガルー教室）」では、保育士によるあそびを通じた個別・グループ指導を行っており、特に低年齢児に対しては、個別指導が中心であるため、グループによる支援が必要な児は毎日親子で通えるなかよしクラブ等に紹介されている。また、地域拠点との意見交換の中で、一部の地域で「遠方で利用しにくい」との意見が挙げられた。

### (2) 専門性の高い療育支援の状況

- 子ども発達センターでは、療育支援を必要とする発達障がい児が年々増加していることから、小児神経科医など専門医師の診療回数を拡充するなどして対応している。しかしながら、発達障がい児の診療は、子どもの行動観察や保護者のカウンセリングを行うなど一人あたりの診療に時間がかかるため、一人あたりの年間受診回数は1回程度である。

#### <受診状況>

	H19	H20	H21	H22	H23
実施回数	20回	20回	17回	178回	234回
受診数（延）	21人	36人	74人	455人	616人
受診数（実）	21人	36人	66人	274人	467人
1回あたりの受診回数（平均）	1.0回/年	1.0回/年	1.1回/年	1.7回/年	1.3回/年

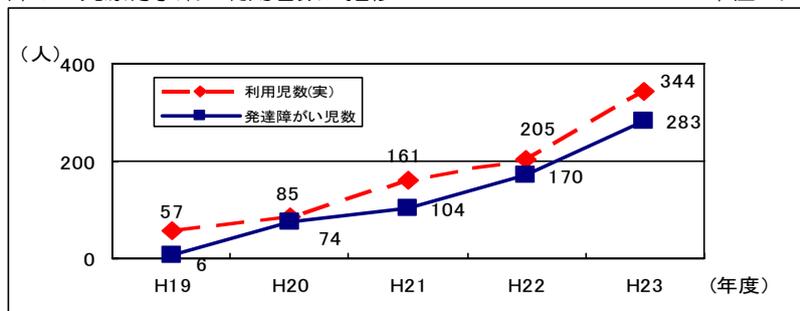
#### <障がい内訳>

単位：人

	H19	H20	H21	H22	H23
受診数（実）	21	36	66	274	467
発達障がい	2 (9%)	7 (19%)	28 (42%)	158 (57%)	324 (69%)
知的障がい	1 (5%)	1 (3%)	9 (14%)	55 (20%)	68 (15%)
肢体不自由	18 (86%)	27 (75%)	18 (27%)	27 (10%)	23 (5%)
発達遅れ	0 (0%)	1 (3%)	8 (12%)	29 (11%)	47 (10%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	3 (5%)	5 (2%)	5 (1%)

- 言語聴覚士や心理相談員等による、より専門的な療育指導を行う「障がい児療育事業」において、発達障がいのある子どもの利用が年々増えている。

＜障がい児療育事業の利用者数の推移＞ 単位：人



- 重い運動障がいのある子どもに対し、プール活動により心身のリラクゼーション、呼吸循環器能力を高めるなど生命の維持・向上、QOL（生活の質）を目的とした「重症心身障がい児プール活動支援事業」において、継続的なプール活動により、「生活の楽しみが増えた」、「風邪をひきにくくなった」などの効果が得られている。

(3) 通園療育の状況

- かすが園において、重度の手帳を所持する子どもが9割、若葉園においては、障がいを重複する子どもが3～4割を占めるなど、常に安全や配慮を要する子どもが多い状況にある。また、利用児のうち、2～3割が市外の居住児であり、特に若葉園においては、年々市外からの利用希望者が増えており、市内の利用希望児が適時利用（契約）できない状況もみられる。

＜かすが園＞ 単位：人

	H19	H20	H21	H22	H23
かすが園	11	17	19	17	18
重度手帳所持者	9 (82%)	16 (94%)	18 (95%)	16 (94%)	17 (94%)

＜若葉園＞ 単位：人

	H19	H20	H21	H22	H23
若葉園	50	62	62	67	64
重複児数(診断名)	18 (36%)	25 (40%)	22 (35%)	32 (48%)	22 (34%)

＜かすが園・若葉園における市町村別利用状況＞ 単位：人

		H19	H20	H21	H22	H23
内訳	在籍数	61	77	81	84	82
	宇都宮市	51 (84%)	56 (73%)	56 (69%)	65 (77%)	73 (89%)
	市外	10 (16%)	21 (27%)	25 (31%)	19 (23%)	9 (11%)

※参考：県子ども発達支援センター (H23実績)  
 ・宇都宮市 56人/78人 (72%)

- 改正児童福祉法の施行に伴い、障がい児通所施設が一元化されたことにより、かすが園・若葉園は、それぞれ医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センターに移行し、地域支援として、平成 27 年を目処に、「障がい児相談支援事業」、「保育所等訪問支援事業」が創設され、身近な地域で支援が受けられることになる。
- 新たな子ども子育て支援制度の創設により、保育の対象が、従来「保育に欠ける子」から「保育が必要な子」になることで、保育園等に在籍する障がい児が増えることが見込まれる。

#### 課題

##### ③ 身近な地域における早期療育支援の充実

⇒ 発達の遅れの「気づき」により早い段階から対応できるよう、早期療育支援の効果的な実施手法について検討する必要がある。

##### ④ 個々の障がい特性に応じた専門性の高い診療・療育の提供

⇒ 子どもの発達の段階に応じて、適切な時期に適切な療育が行えるよう、発達障がい児の診療を充実していく必要がある、

⇒ 医師の指示に基づいた適切な療育が提供できるよう、心理相談員等の専門職による療育支援の充実を図る必要がある。

##### ⑤ 新たな相談・療育体制の整備

⇒ 改正児童福祉法の施行及び新たな子ども子育て支援制度の創設に伴い、障がい児への総合的な支援について、身近な地域において支援できるよう、「相談支援」及び「保育所等訪問支援」の実施に向けて検討を進めるとともに、通所施設や在宅サービスの利用、保育のあり方等について検討し、一元的にサービス提供できる体制を整える必要がある。

### 3 幼稚園・保育園における支援

#### (1) 幼稚園・保育園の状況

- 発達支援を要する子ども（以下、発達支援児）を受け入れている幼稚園・保育園の割合は、全体の 5 割程度であり、その割合は平成 19 年度以降大きな変化はなく、発達支援児の割合は全園児の 1 % 程度である。

<幼稚園における発達支援児の受入状況>

	H19	H20	H21	H22	H23
幼稚園数(園)	49	50	49	48	48
障がい児受入園数(園)	27 (55%)	25 (50%)	23 (47%)	30 (63%)	28 (58%)
園児数(人)	9,770	9,952	10,010	10,023	9,926
障がい児受入数(人)	85人 (0.8%)	91人 (0.9%)	96人 (1.0%)	121人 (1.2%)	119人 (1.2%)

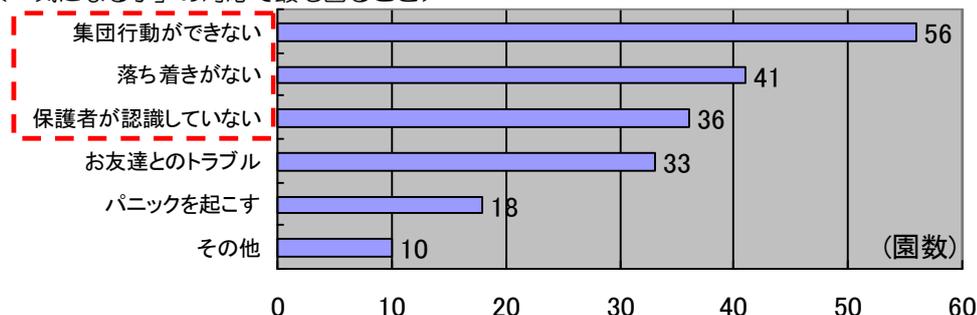
<保育園における発達支援児の受入状況>

	H19		H20		H21		H22		H23	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
保育園数(園)	71		71		71		71		71	
	20	51	18	53	16	55	15	56	15	56
発達支援児受入園数(園)	38 (54%)		38 (54%)		39 (55%)		41 (58%)		37 (52%)	
	19	19	18	20	16	23	15	26	13	24
園児数(人)	6,620		6,663		6,686		6,877		7,004	
	2236	4384	2089	4574	1893	4793	1812	5065	1808	5196
発達支援児受入数(人)	99 (1.5%)		97 (1.5%)		117 (1.7%)		107 (1.6%)		89 (1.2%)	

- 市が平成 24 年度に実施した、幼稚園・保育園（115 園）へのアンケート結果において、「気になる子」の数を平均すると 1 園あたり 7 人程度であるが、「気になる子がいない」と回答した園が 16 園、「気になる子が 10 人以上いる」と回答した園が 24 園と、園によって差がある【再掲】。

また、「気になる子」の対応で困ることとして、「集団行動ができない」、「落ち着きがない」、「保護者が認識していない」の順に多いという結果が得られた。

<「気になる子」の対応で最も困ること>



- 同アンケート結果において、発達支援児及び「気になる子」への対応についての園全体の知識やスキルが「十分に得られている」「おおむね得られている」との回答が44園（38%）であった。  
また、知識やスキルの習得方法として、「研修会の参加」が92園（80%）、「園内での勉強会」が73園（63%）、「市の園訪問の活用」が72園（63%）であり、各園とも、積極的にスキルの向上に取り組んでいる。
- 子ども発達センターと保育課が実施している、「幼稚園・保育園への巡回相談」を必要とする子どもは平成19年度の193人から平成23年度は520人へと2.5倍に増えているように、年々ニーズが高まっているが、保健師等の専門職が不足していることから、必要な支援が行えていない状況にある。

#### 課題

##### ⑥ 発達支援児の受入促進

⇒ 障がい児が身近な地域で充実した園生活を送れるよう、幼稚園・保育園における、発達支援児の受入を促進する必要がある。

##### ⑦ 発達支援児及び「気になる子」への対応方法の習得

⇒ 幼稚園・保育園において、発達支援児や「気になる子」に対し、発達の特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、発達支援児及び「気になる子」への対応方法を習得する必要がある。

##### ⑧ 巡回相談の充実

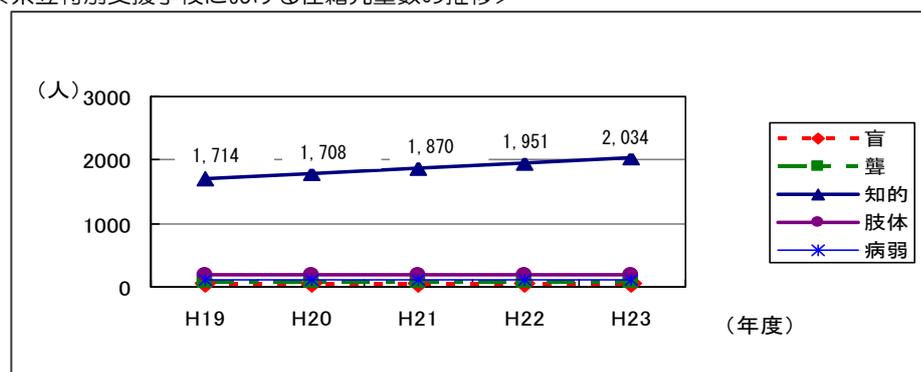
⇒ 幼稚園・保育園の職員が抱える日常の発達支援で生じる困り感を解消することができるよう、専門機関による巡回相談を充実する必要がある。

## 4 就学後の支援

### (1) 特別支援教育の状況

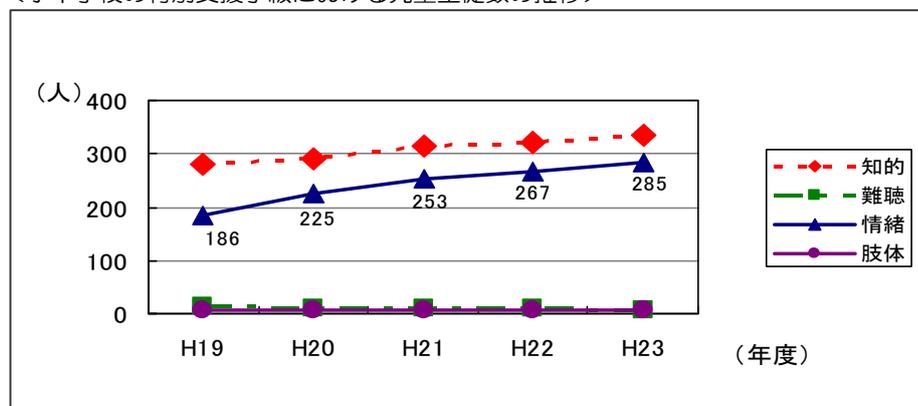
- 県立特別支援学校において、知的障がい特別支援学校の在籍児童数が圧倒的に多く、平成19年度の1,714人から平成23年度は2,034人に増加している。

<県立特別支援学校における在籍児童数の推移>



- 市内の小・中学校における、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒数は、平成19年度の186人から平成23年度は285人へと1.5倍に増加している。

<小中学校の特別支援学級における児童生徒数の推移>



- 市内の小・中学校における特別支援教室（かがやきルーム）への指導員の配置は、平成19年度の31校から平成23年度は77校に増えており、利用する児童生徒も、平成19年度の249人から平成23年度は1,033人へと約4倍に増加している。

- 教育センターで行っている、「教育相談」において、平成23年度の相談人数976人の内、主訴別では「就学に関すること」が388人（4割）、「不登校に関すること」が196人（2割）であるが、アセスメント別では、「発達障がい及びその疑い」が594人（6割）、「心理的要因」が107人（1割）であった。

(2) 放課後支援の状況

- 特別支援学校に通う小・中学生を対象に、放課後・長期休暇中の一時的な活動の場の提供や、家族の休息等を確保するために実施している「日中一時支援（放課後支援型）事業」において、利用者は、平成 19 年度の 11,709 人から平成 23 年度は 18,127 人へと 1.5 倍に増加している。

<日中一時支援（放課後支援型）事業の利用状況>

	H19	H20	H21	H22	H23
実施か所数	8か所	10か所	12か所	14か所	13か所
利用延べ人数	11,709人	12,518人	14,454人	15,604人	18,127人
実人数(登録者)	127人	128人	153人	176人	197人
小学生	122人	127人	122人	138人	159人
中学生	11人	11人	19人	46人	58人
平均定員数	8.1人	7.8人	7.8人	7.4人	8.3人
平均利用日数	週2.4日	週2.6日	週2.4日	週2.5日	週2.6日

- 保護者が仕事などにより平日の放課後及び土曜日の昼間家庭にいない小学校に通う児童を対象とした、「子どもの家等事業」において、平成 23 年度の障がい児受入施設数は 29 箇所（全体の 4 割強）、障がい児数は 73 人（全体の 2%）であり、平成 19 年度に比べ増えているが、一方で、「障がいがあるため受け入れられにくい」との状況もある。

<子どもの家等事業の利用状況>

	H19	H20	H21	H22	H23
実施か所数	65か所	65か所	65か所	65か所	65か所
障がい児受入 か所数	22か所 (34%)	18か所 (28%)	20か所 (31%)	22か所 (34%)	29か所 (45%)
利用児数	3,510人	3,578人	3,587人	3,546人	3,562人
障がい受入児数	46人 (1.3%)	45人 (1.3%)	48人 (1.3%)	56人 (1.6%)	73人 (2.0%)

- 市が平成 24 年度に実施した、「子どもの家等事業」へのアンケート結果（回答数：50 施設、児童数 3,058 人）において、「友達とのトラブル」、「指示が入らない」など「気になる児童」の割合は、全体の 5.4%（164 人）であり、対応等についての主な相談先は 34 施設（68%）が「学校の職員」と回答しているが、「専門家に実際の生活の場で子どもの様子を見てもらい、対応についてのアドバイスが欲しい」という意見が多かった。

<障がい児及び気になる児童への対応の相談先> 単位：施設

	施設数
学校の職員	34(54.8%)
生涯学習課	7(11.4%)
医療機関	1(1.6%)
子ども発達センター	1(1.6%)
教育センター	1(1.6%)
特になし	9(14.5%)
その他	9(14.5%)

(3) 学校卒業後の支援の状況

- 中学校特別支援学級在籍生徒の進路状況としては、全体の9割以上が進学し、社会的自立に向けて支援を受けている。

<中学校特別支援学級の進路状況>

単位：人

進路先	H19	H20	H21	H22	H23
特別支援学校	32	33	41	36	41
高等学校	13	18	15	15	17
その他各種学校	17	19	5	8	14
在家	2	2	7	2	3
就職	1	1	1	2	1
計	65	73	69	63	76

- 青少年自立支援センターにおいて、相談件数（延）は平成20年度の252人から平成23年度は1,054人へと約4倍に増えており、平成23年度新規者179人のうち、自立阻害要因別では、69人（4割）が「コミュニケーションや対人不安」、36人（2割）が「障がいや病気」であった。

<青少年自立支援センターの相談状況>

単位：人

	H20	H21	H22	H23
相談人数（延）	252	638	796	1,054
相談人数（実）	73	76	78	197
※内新規者	73	55	62	179
就労につながった人数	8	6	6	9

<平成23年度新規者の自立阻害要因>

単位：人

	男	女	計	
コミュニケーションスキルや対人不安	52	17	69	(39%)
障がいや病気	19	17	36	(20%)
規範意識の欠如	19	12	31	(17%)
就労・就学等進路への迷い	11	2	13	(7%)
経験不足による行動することへの不安	8	1	9	(5%)
その他(不登校・性に関する相談等)	—	—	21	(12%)
計	109	49	179	

## 課題

### ⑨ 特別支援教育の推進

- ⇒ 障害者基本法の改正に伴い、将来のインクルーシブ教育\*を見据えた特別支援教育を検討する必要がある。
- ⇒ 一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためのかがやきルームの指導員の配置の拡充や適正な活用、及び指導内容を充実する必要がある。

※ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重、障害者の精神的・身体的な能力を最大限度まで発展させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組み～「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」より抜粋

### ⑩ 放課後支援の強化

- ⇒ 放課後や夏休み等の長期休業時において、安心して生活できるよう、子どもの家等における障がい児及び「気になる児童」の受入を促進する必要がある。
- ⇒ 子どもの家等における障がい児や気になる児童に対し、発達の特性に応じた対応ができるよう、指導員の対応力の向上を図る必要がある。
- ⇒ 改正児童福祉法に伴い、すべての障がい児が放課後等における居場所を確保できるよう、支援策を検討する必要がある。

### ⑪ 学校卒業後の自立に向けた支援の強化

- ⇒ 学校を卒業後、自立した生活ができるよう、相談機能の強化や関係機関との連携強化を図る必要がある。

## 5 家族への支援

### (1) 保護者支援の状況

- 障がい児者を日常介護している家族の一時的な休息を確保するため実施している「日中一時支援（日中支援型）事業」と、常時医療的ケアを必要とする障がい児者が対象である「重症障がい児者医療的ケア支援事業」の実施状況を見ると、全体の利用者の内、障がい児の利用割合が圧倒的に高い。

<日中一時支援（日中支援型）事業の実施状況>

		H19	H20	H21	H22	H23
実施か所数		29 か所	34 か所	39 か所	45 か所	45 か所
利用者数(延)	全体	11,284 人	12,361 人	13,985 人	17,369 人	19,342 人
	児	9,153 人 (81.1%)	9,266 人 (74.9%)	10,582 人 (75.6%)	13,512 人 (77.7%)	15,154 人 (78.3%)
利用者数(実)	全体	324 人	316 人	358 人	391 人	425 人
	児	249 人 (76.9%)	237 人 (75.0%)	258 人 (72.0%)	274 人 (70.0%)	296 人 (69.6%)

<重症障がい児者医療的ケア支援事業の実施状況>

		H20	H21	H22	H23
実施か所数		3 か所	6 か所	6 か所	6 か所
利用者数(延)	全体	496 人	816 人	983 人	861 人
	児	493 人	815 人	982 人	829 人
利用者数(実)	全体	18 人	25 人	24 人	27 人
	児	17 人	24 人	23 人	25 人

- 子ども発達センターを利用している子どもの保護者を対象に、養育技術の向上及び子育ての不安軽減を目的として、心理相談員等が参加者主体に取り組めるプログラムを実施していく「ペアレントトレーニング」において、参加した利用者からは、「子どもをほめることが多くなったことでイライラしなくなった」など精神面での変化が現れるなど効果が得られた。

<ペアレントトレーニング修了者の意見>

- ・子どもをほめることが多くなったことでイライラしなくなった。
- ・子どもの気持ちを考えるきっかけとなった。
- ・同じ悩みを持つ人の意見を聞くことができ、安心できた。

- 子ども発達センター利用児の保護者を対象に、精神的負担の軽減を目的として、心理相談員がカウンセリングを行う「家族サポート事業」を実施しており、利用者数が増加している。

<家族サポート事業の実施状況>

	H22	H23
利用者数(延)	25人	138人
利用者数(実)	9人	36人

(2) きょうだい支援の状況

- 障がい児のきょうだいが抱える将来への不安感など精神的負担を軽減することを目的に、イベントの実施やきょうだい支援の必要性等についての講演会を開催し、参加者から「きょうだいの持つ悩みが理解できた」などの意見が得られた。

<きょうだい支援の実施状況>

	H22	H23
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児のきょうだい会「しえいむず」との共催によりクリスマスイベントを開催</li> <li>・「ここほっとだより」に、きょうだい支援に関する記事を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児のきょうだい会「しえいむず」との共催によりクリスマスイベントを開催</li> <li>・「きょうだい支援の必要性とその支援」について講演会を実施</li> </ul>
参加者数	・クリスマスイベント 32名	・クリスマスイベント 42名 ・講演会 32名

クリスマスイベント参加者の意見

- ・弟(障がい児)にやさしく接するようになった。～保護者より
- ・たくさんの友達ができて楽しかった。～本人より

講演会参加者の意見～保護者より

- ・「きょうだい」の持つ悩みがわかり、関わり方について参考になった。
- ・今後は「きょうだい」と一緒に「障がい児」についてきちんと話し合いたい。
- ・もっと「きょうだい」とコミュニケーションをとる時間を確保したい。

課題

⑫ 家族が抱える身体的・心理的負担の軽減

- ⇒ 障がい児の家族等の身体的負担を軽減するため、家族の一時的な休息の時間の確保に努める必要がある。
- ⇒ 家族(保護者・きょうだい)が抱えている不安を軽減するため、家族の心理的サポートを図る必要がある。

## 6 関係機関の支援

### (1) 連携による支援の状況

- 障がい児者及び引きこもり等をしている青少年への自立に向けた支援をするため、様々な連携会議が設置されている。子ども発達センターにおいては「発達支援ネットワーク会議」を実施しているほか、障がい福祉課においては「障がい者自立支援協議会」、青少年自立支援センターにおいては「青少年自立支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関の情報交換及び連携の強化、関係機関相互の効果的で円滑な情報の共有化を図っている。

<平成 23 年度 関係機関等との連携会議の開催状況>

#### ● 子ども発達センター 【宇都宮市発達支援ネットワーク会議】

	開催回数	内容
かがやきネット	2回	支援会議マニュアルの作成
庁内推進委員会	2回	
作業部会	3回	

#### ● 障がい福祉課 【宇都宮市障がい者自立支援協議会】

	開催回数	内容
全体会	2回	事例検討, 研修, 会議, 相談支援ガイドライン作成及び校正, 地域課題の抽出
相談支援部会	14回	
就労支援部会	2回	

#### ● 青少年自立支援センター 【宇都宮市青少年自立支援ネットワーク会議】

	開催回数	内容
全体会	1回	情報共有
事例検討会	20回	困難ケースに関する支援等の検討

### (2) 途切れのない支援の状況

- 乳幼児期から就労に至るまでの支援内容や発達状況、子どもの特性などについて記載し、保護者自身が管理する「サポートファイル」の普及に努めているが、保護者や関係機関を対象として平成22年度に実施したアンケート結果において、実際に利用している人の割合はまだまだ少なく、サポートファイルの使用方法等についての研修会を求める要望が挙がっている。

<アンケート結果> ※平成 22 年度実施

調査機関	実施数	結果
保護者	114 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートファイルを使用していると答えた保護者は全体の約 3 割で、約 7 割は使用していない。</li> <li>・使用者の 65%は「使用してよかった」と感じており、福祉サービス利用児や進学・進級時に役立っている。</li> <li>・使用方法等についての講演会の開催の要望がある。</li> </ul>
小・中学校特別支援学級担当教諭	172 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートファイルを知っていると回答したのは約 7 割であるが、実施に見たことがあると回答したのは、1 割未満である。</li> <li>・保護者や関係機関への周知と、早期の配布や利用に当たった研修会の要望がある。</li> </ul>
特別支援学校	8 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての学校がサポートファイルを知っていると回答していたが、実際に活用していたのは 1 校のみである。</li> <li>・関係機関への周知の要望がある。</li> </ul>
福祉サービス事務所	8 事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートファイルを知っていると回答したのは 5 事業所であり、そのうち実際に活用しているのは 1 事業所のみである。</li> </ul>

- 市では幼稚園・保育園を対象に、個別の支援計画策定を段階的に導入してきたが、平成 24 年 3 月に実施したアンケートの結果では、個別の支援計画を策定した園は、45 園中 16 園（36%）と少なかった。その理由としては、「必要性を感じなかった」、「保護者の同意が得られなかった」などであった。一方、策定してよかった点として、「将来を見据えた一貫した支援ができた」、「保護者との信頼関係が深まった」などが挙げられた。

<アンケート結果> ※平成 24 年度実施

調査機関	対象数	結果
保育園	45 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「個別の支援計画を策定した」 16 園（35.6%） <ul style="list-style-type: none"> <li>①策定して良かった点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「将来を見据えた一貫した支援ができた」 10 園（62.5%）</li> <li>・「保護者との信頼関係が深まった」 10 園（62.5%）</li> </ul> </li> <li>②策定する上で困った点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「策定の仕方が分からない、難しい」 11 園（68.8%）</li> <li>・「策定に時間がかかる」 8 園（50.0%）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎「個別の支援計画を策定しなかった」 29 園（64.4%） <ul style="list-style-type: none"> <li>①策定しなかった理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象となる児童がいなかった」 9 園（31.0%）</li> <li>・「必要性を感じなかった」 9 園（31.0%）</li> <li>・「保護者の同意が得られなかった」 5 園（17.2%）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

- 市内 68 小学校区において、幼稚園・保育園と小学校の連携を図るため、園児と児童の交流活動や相互授業・保育参観等を行う「幼保小連携事業」の取組により、「相互の信頼関係を築くことができた」、「保育や教育について互いの理解が深まった」などの効果が得られている。

<平成 23 年度幼保小連携事業の実施状況>

実施内容	実施校数
情報交換会	59 校
相互授業参観	23 校
合同研修会	4 校
学校便り等の送付	24 校

実施効果

- ・年少の子どもとの交流活動を通して、児童に思いやる心などの豊かな心を育むことが出来た。
- ・入学前後に、次年度の新入生に関する有効な情報を幼稚園・保育園から得られた。
- ・幼稚園・保育園と小学校の教職員相互の人間関係を構築できた。 など

課題

⑬ 途切れのない一貫した支援の充実

- ⇒ 障がい児等のライフステージに応じた一貫した支援の充実を図るため関係機関等の連携を一層強化する必要がある。
- ⇒ 障がい児が一貫した支援を受けられるよう、「サポートファイル」や「個別の支援計画」の活用について周知徹底する必要がある。
- ⇒ 幼稚園・保育園からスムーズに小学校につなげるため、幼保小連携を一層強化していく必要がある。

## 7 障がい理解に向けての支援

### (1) 発達障がいの認知度

- 第 44 回世論調査（H23 年度実施）において、「発達障がいの認知度」に関しては、「発達障がい」という言葉を知っている人の割合は高いが、障がいの内容までを理解している人の割合は 3 割と少ない状況にある。

<発達障がいの認知度> ～第 44 回世論調査

問 「発達障がい」について知っていますか。	
内容まで知っている	28.9%
言葉は聞いたことがあるが内容までは分からない	63.5%
聞いたこともなく、内容も分からない	6.1%
(無回答)	1.5%

### (2) 障がい理解に向けての主な取組

- 子ども発達センター，西部保育園，子育てサロン西部において，障がいのある子とない子が園庭で日常的に一緒に遊んだり，ここ・ほっとまつりなどのイベントや互いに職員を入れ替えて保育・療育を行うなど，自然な形での交流を行っている。

<交流の実施状況> ※（ ）内は実施回数

	H19	H20	H21	H22	H23
保育園児・通園児の交流事業	2,977 人 (53 回)	3,699 人 (41 回)	3,851 人 (40 回)	5,264 人 (60 回)	3,181 人 (36 回)
ここ・ほっとまつり	732 人 (1 回)	941 人 (1 回)	新型インフルエンザにより中止	607 人 (1 回)	849 人 (1 回)

- 県立特別支援学校において，特別支援学校が設置されている地域の幼稚園及び小・中学校，高等学校等や地域の人々との「学校間交流及び地域交流」の実施や，居住地域の小・中学校や居住地域の人々との「居住地校交流及び居住地域交流」を実施している。

<p>&lt;学校間交流及び地域交流&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的活動：交流学習発表会，学校祭等における文化的活動を通しての交流</li> <li>・ 体育的活動：運動会，球技大会等の体育的活動を通しての交流</li> <li>・ 野外的活動：ハイキング，奉仕活動等の野外活動を通しての交流 ほか</li> </ul> <p>&lt;居住地校交流及び居住地域交流&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住地域の小・中学校の同学年等の学級の学習や学校行事への参加や見学</li> <li>・ 地域行事や地域のこども育成会活動への参加や見学 ほか</li> </ul>
---

- 子ども発達センター，教育センターを中心に，一般市民や障がい児支援に携わる職員を対象に講演会や研修会を実施しており，平成 24 年に実施した幼稚園・保育園及び子どもの家等におけるアンケート結果によると，障がい児等への対応を学ぶため，8 割以上の施設職員が研修会等に参加している状況にある。

<平成23年度 講演会・研修会の実施状況>

○ 研修会

【子ども発達センター】 全9回：570人

テーマ

- ・「個別の支援計画活用の手引き」を活用した計画策定に関する講話
- ・発達につまづきがある子の身辺自立とコミュニケーション
- ・事例検討「集団に馴染みにくい子どもへの対応」
- ・ことばのはぐくみ

など

【教育センター】 全18回：1,282人

テーマ

- ・宇都宮市の特別支援教育の取組について
- ・個別の指導計画の作成の仕方について
- ・特別支援教育コーディネーターの役割や活動について
- ・配慮が必要な児童生徒の指導のあり方について
- ・対応が困難な児童生徒についての事例検討

など

○ 講演会

【子ども発達センター】 全4回：105人

テーマ

- ・基礎から学ぶ発達障害
- ・ことばの育ちを支援する

【教育センター】 全8回：403人

テーマ

- ・ADHD児の理解と対応（教育センター公開講座）
- ・就学前の幼児期の子育て（親学出前講座）
- ・学習や集団生活につまづきがある子への理解（親学出前講座）

など

課題

⑭ 障がい理解の促進

⇒ 障がいのある人もない人も同じ社会で共に暮らすことができるよう、一人でも多くの市民に「障がい」についての正しい理解を促進していく必要がある。

⇒ 発達支援に携わる職員が、子どもの発達特性に応じた適正な対応ができるよう、職員のスキルアップを図る必要がある。

⑮ 障がいのある子とない子の交流の推進

⇒ 障がい児が住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、障がいのある子とない子が日常の中で共に遊び・学び・理解し合うといった交流の推進を図る必要がある。

## 8 課題の総括

### 1 障がいの早期発見・早期支援

課 題	支援のあり方
<p>① 早い段階での障がいの「気づき」の促し</p> <p>⇒ 就学前の段階で、適切な関わりができるよう、スクリーニング機能の充実及び保育士等の「気づき」の視点の向上を図る必要がある。</p>	<p>⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」^</p> <p>⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」^</p>
<p>② 「気になる子」への対応の充実</p> <p>⇒ 早い段階で、「気になる子」への適切な関わりや保護者の障がい受容の促しができるよう、保護者が利用しやすい環境の資源を整備するとともに、子どもの発達に応じた対応ができるよう支援の充実を図る必要がある。</p> <p>⇒ 「気になる子」への一貫した支援を行うため、関係機関等の情報共有を図り、連携しやすい体制に整備する必要がある。</p>	<p>⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」^</p> <p>⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」^</p>

### 2 療育支援

課 題	支援のあり方
<p>③ 身近な地域における早期療育支援の充実</p> <p>⇒ 発達の遅れの「気づき」により早い段階から対応できるよう、早期療育支援の効果的な実施手法について検討する必要がある。</p>	<p>⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」^</p>
<p>④ 個々の障がい特性に応じた専門性の高い診療・療育の提供</p> <p>⇒ 子どもの発達の段階に応じて、適切な時期に適切な療育が行えるよう、発達障がい児の診療を充実していく必要がある、</p> <p>⇒ 医師の指示に基づいた適切な療育が提供できるよう、心理相談員等の専門職による療育支援の充実を図る必要がある。</p>	<p>⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」^</p>
<p>⑤ 新たな相談・療育体制の整備</p> <p>⇒ 改正児童福祉法の施行及び新たな子ども子育て支援制度の創設に伴い、障がい児への総合的な支援について、身近な地域において支援できるよう、「相談支援」及び「保育所等訪問支援」の実施に向けて検討を進めるとともに、通所施設や在宅サービスの利用、保育のあり方等について検討し、一元的にサービス提供できる体制を整える必要がある。</p>	<p>⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」^</p> <p>⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」</p>

### 3 幼稚園・保育園における支援

課 題	支援のあり方
<p>⑥ 発達支援児の受入促進</p> <p>⇒ 障がい児が身近な地域で充実した園生活が送れるよう、幼稚園・保育園における、発達支援児の受入を促進する必要がある。</p>	⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」へ
<p>⑦ 発達支援児及び「気になる子」への対応方法の習得</p> <p>⇒ 幼稚園・保育園において、発達支援児や「気になる子」に対し、発達の特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、発達支援児及び「気になる子」への対応方法を習得する必要がある。</p>	⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」へ
<p>⑧ 巡回相談の充実</p> <p>⇒ 幼稚園・保育園の職員が抱える日常の発達支援で生じる困り感を解消することができるよう、専門機関による巡回相談を充実する必要がある。</p>	⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」へ ⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」へ

### 4 就学後の支援

課 題	支援のあり方
<p>⑨ 特別支援教育の推進</p> <p>⇒ 障害者基本法の改正に伴い、将来のインクルーシブ教育を見据えた特別支援教育を検討する必要がある。</p> <p>⇒ 一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためのかがやきルームの指導員の配置の拡充や適正な活用、及び指導内容を充実する必要がある。</p>	⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」へ
<p>⑩ 放課後支援の強化</p> <p>⇒ 放課後や夏休み等の長期休業時において、安心して生活できるよう、子どもの家等における障がい児及び「気になる児童」の受入を促進する必要がある。</p> <p>⇒ 子どもの家等における障がい児や気になる児童に対し、発達の特性に応じた対応ができるよう、指導員の対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>⇒ 改正児童福祉法に伴い、すべての障がい児が放課後等における居場所を確保できるよう、支援策を検討する必要がある。</p>	⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」へ
<p>⑪ 学校卒業後の自立に向けた支援の強化</p> <p>⇒ 学校を卒業後、自立した生活ができるよう、相談機能の強化や関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>	⇒「1 子どもの将来の自立に向けた支援」へ

## 5 家族への支援

課 題	支援のあり方
<p>⑫ 家族が抱える身体的・心理的負担の軽減</p> <p>⇒ 障がい児の家族等の身体的負担を軽減するため、家族の一時的な休息の時間の確保に努める必要がある。</p> <p>⇒ 家族（保護者・きょうだい）が抱えている不安を軽減するため、家族の心理的サポートを図る必要がある。</p>	<p>⇒「2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援」へ</p>

## 6 関係機関の支援

課 題	支援のあり方
<p>⑬ 途切れのない一貫した支援の充実</p> <p>⇒ 障がい児等のライフステージに応じた一貫した支援の充実を図るため、関係機関等の連携を一層強化する必要がある。</p> <p>⇒ 障がい児が一貫した支援を受けられるよう、「サポートファイル」や「個別の支援計画」の活用について周知徹底する必要がある。</p> <p>⇒ 幼稚園・保育園からスムーズに小学校につなげるため、幼保小連携を一層強化していく必要がある。</p>	<p>⇒「3 関係機関による支援」へ</p>

## 7 障がい理解に向けての支援

課 題	支援のあり方
<p>⑭ 障がい理解の促進</p> <p>⇒ 障がいのある人もない人も同じ社会で共に暮らすことができるよう、一人でも多くの市民に「障がい」についての正しい理解を促進していく必要がある。</p> <p>⇒ 発達支援に携わる職員が、子どもの発達特性に応じた適正な対応ができるよう、職員のスキルアップを図る必要がある。</p>	<p>⇒「4 障がい理解に向けての支援」へ</p>
<p>⑮ 障がいのある子とない子の交流の推進</p> <p>⇒ 障がい児が住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、障がいのある子とない子が日常の中で共に遊び・学び・理解し合うといった交流の推進を図る必要がある。</p>	<p>⇒「4 障がい理解に向けての支援」へ</p>

## Ⅲ 発達支援の展望

### 支援のあり方

障がいのあるなしに関係なく、すべての子どもが健やかに育ち、住み慣れた地域でともにふれあい暮らすことができるという“あたりまえの環境”を実現するために、発達支援の展望を考える上で以下の4つの視点を掲げる。

#### 4つの視点

##### 1 子どもの将来の自立に向けた支援

すべての子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう支援を行い、その自立と自己実現を図っていけるよう育成していくことが大切である。特に障がいのある子は、子どもの時期から適切な支援を行うことが将来の自立と自己実現につながっていくことから、子どもの将来の自立に向けて発達を支援していくという視点が重要である。

##### 2 子どもや家族にとって身近な地域における支援

障がいのある子とない子が別に過ごし、別に育っていく環境では、障がいの有無に関わらず地域で共に暮らしていく「共生社会」の実現は難しい。子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていくことが、大人になってからも共に暮らし、共に働く社会の実現につながっていく。また、支援を受ける場合にも、自宅から何時間もかかる施設に通うということではなく、できるだけ生活の場から近いところで支援を受けられることが望ましいことから、子どもや家族にとって身近な地域で支援をしていくという視点が重要である。

##### 3 関係機関による支援

子どもが、乳幼児期（就学前）・学齢期・青年期と成長していくにつれ、育ちの場も、関わる人たちも変わっていくことになる。支援を必要としている障がい児については、入学や進学、卒業などによって、支援を中心的に行う者が変わるため、支援の一貫性が途切れてしまうことがあることから、子どもの成長段階に応じて関係機関が連携し一貫した支援を行っていくという視点が重要である。

##### 4 障がい理解に向けての支援

「共生社会」の実現のためには、子どもを取り巻く身近な地域の人々が、障がいについて正しく理解することが必要である。また、子どもの支援に携わる人々はさまざまなレベルで関わりあっていく中で、相互に研鑽し、相手の立場を尊重しながら専門性を高めていき、子どもに還元していく必要があることから、社会全体に対する障がい理解に向けての啓発を行っていくという視点が重要である。

## ライフステージにおける4つの支援のあり方

子どものライフステージ（発達段階）に応じた途切れのないきめ細かな支援を行っていくことを目指す必要がある。

子どものライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年期
目指す子どものすがた	体と心の根っこをはぐくむ	自信をはぐくむ	社会の中で自分らしさをはぐくむ
支援の目標	発達の基礎づくり	基礎的・基本的な知識技能の習得	自立生活・社会参加につなげる支援

4つの視点	必要な支援	対応する課題*	0歳	6歳	15歳	18歳
1 子どもの将来の自立に向けた支援	(1) 障がいの早期発見・早期支援 ア スクリーニングの充実 イ 気軽に相談できる体制の整備	①②	→			
	(2) 診療・療育・教育による支援 ア 発達障がいの診療の充実 イ 専門性の高い療育支援の充実 ウ 特別支援教育の推進	④⑤ ⑧⑨	→	→		
	(3) 卒業後の支援 ア 学校卒業後の相談支援の充実	⑪			→	
2 子どもや家族にとって身近な地域における支援	(1) 幼稚園・保育園における支援 ア 発達支援児の受入促進 イ 職員の「気づき」の視点の向上 ウ 発達支援児及び「気になる子」への対応力の向上	①⑥ ⑦⑧	→			
	(2) 放課後・長期休暇時の支援 ア 子どもの家等における障がい児受入促進 イ 子どもの家等における障がい児及び「気になる児童」への対応力の向上 ウ 法改正に伴う新たな支援策の検討	⑤⑩		→		
	(3) 地域における支援 ア 身近な地域における支援体制の強化	②③	→			
	(4) 家族への支援 ア 保護者支援の充実 イ きょうだい支援の推進	⑫	→	→	→	
3 関係機関による支援	(1) 乳幼児期から卒業後までの途切れのない支援 ア 移行期における支援の充実 イ 個別の支援計画・サポートファイルの推進	⑬	→	→	→	
	(2) 関係機関との連携した支援 ア 発達支援ネットワーク会議の効果的な運営	⑬	→	→	→	
4 障がい理解に向けての支援	(1) 発達支援に係る啓発と人材育成 ア 市民を対象にした障がい理解啓発の推進 イ 発達支援に携わる職員への研修の充実	⑭	→	→	→	
	(2) 障がいのある子とない子の交流 ア 交流保育の検証及び地域展開 イ 就学後の交流及び共同学習の充実	⑮	→	→	→	

\*対応する課題：課題の総括で整理した①から⑮の課題

# 1 子どもの将来の自立に向けた発達支援

## (1) 障がいの早期発見・早期支援

### ア スクリーニングの充実

- 4 か月、10 か月の乳児健診、1 歳 6 か月、3 歳の幼児健診の実施により、  
発育・発達の確認や育児不安の解消を図っている。  
疾病や障がい、発達の遅れなどできるだけ早期に発見し、適切な支援につな  
げていくためには、健診の精度を高めていくことが望ましい。
  
- 就学後の二次障がいを軽減するためには、「5 歳児チェックリスト」や「就  
学時健康診断」の就学前スクリーニングの効果的な実施により、障がいの発見  
に努めるとともに、子どもの特性や適切な対応方法を就学先につないでいくこ  
とが望ましい。
  
- 就学までのできるだけ早い時期に障がいを発見し、支援につなぐ時期を逃さ  
ないようにするためには、子どもに関わるすべての関係者が、「気づき」の視  
点を持ち、保護者が障がいを受け入れやすいよう支援していくことが望ましい。

### イ 気軽に相談できる体制の整備

- 発達に遅れや障がいのある子どもを持つ保護者は、育てづらさから子どもと  
どう関わればよいか悩み、不安を感じているほか、障がいの受け入れが出来ず  
に複数の相談機関や病院を受診し、診断結果に迷うなど苦悩が大きい。  
保護者が、相談機関等で気軽に相談できるよう、支援者と保護者が相互に「気  
づき」を共有できるような敷居の低い環境を作るなどの相談体制を構築してい  
くことが望ましい。
  
- また、幼稚園・保育園に心理相談員や保健師等の専門職員が訪問し、日常困  
っていることや具体的な対応方法について、職員等と直接相談する巡回相談は  
非常に効果的な取組であることから、園への巡回相談を充実していくことが望  
ましい。

## (2) 診療・療育・教育による支援

### ア 発達障がい児の診療の充実

- 子どもの特性に応じた適切な療育や保護者の障がい受容を促すためには、専門機関における小児神経科医等による発達障がい児の診療を充実させていくことが望ましい。
- しかしながら、本来は、かかりつけ医など身近な医療機関で、発達障がいの診療や相談等が充実することが、障がい児や保護者の負担軽減につながるものとする。  
このため、発達障がい児の診療・療育が一層充実していくためには、医療機関と療育機関が相互に情報交換を行うなど連携の強化を図っていくことが望ましい。

### イ 専門性の高い療育支援の充実

- 障がいのある子どもがより自立した家庭生活を送れるよう、作業療法士や言語聴覚士等による発達指導や日常生活動作訓練など、専門性の高い療育支援の充実を図っていくことが望ましい。
- 児童発達支援センターが地域の中核的な療育支援施設としての役割を十分に発揮するためには、障がい児への通所支援に加え、「保育所等訪問支援事業」や「障がい児相談支援事業」を実施するとともに、児童発達支援を行う事業者への支援の体制を整備していくことが望ましい。
- また、新たな子ども・子育て支援制度への移行に伴い、市は障がい児への支援を含めた総合的な保育や療育の提供への転換が求められている。  
今後、より一層の障がい児支援に対応するためには、サービスの種別や対象など、保育や療育のあり方を検討していくことが望ましい。

### ウ 特別支援教育の推進

- 障害者基本法の改正に基づき、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が検討されている現状において、発達障がいも含めた障がいのある児童生徒について、より適切な理解と対応を行うために、教職員の特別支援教育に係る指導力を更に向上していくことが望ましい。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒一人ひとりが、自信と意欲をもって学校生活を送れるようにするため、より適正な指導内容や方法を検討するとともに、

児童生徒一人ひとりにあった支援の場の充実を図るなど、支援体制の拡充に努めていくことが望ましい。

### (3) 卒業後の支援

#### ア 学校卒業後の相談支援の充実

- 中学校卒業後の青年時期は、身近な人間関係だけでなく、自己の確立や異性への関心、就職することへの不安など、特有の悩みを持つことが多い。

学校卒業後に地域や社会の中で自立した生活を送るためには、一人ひとりの能力を活かし、スキルの向上を図るなど青年期の発達障がい児への相談体制を充実していくことが望ましい。

## 2 子どもや家族にとっての身近な地域における支援

### (1) 幼稚園・保育園における支援

#### ア 発達支援児の受入促進

- 就学前の障がいのある子どもへの支援については、障がい児通所施設等だけでなく、幼稚園や保育園等においても行われているが、まだまだ十分とはいえない状況である。

将来のあるべき姿は、障がいのある子もいない子も一体的に支援することであることから、今後とも幼稚園・保育園等における障がい児の受入を促進していくことが望ましい。

- このような中、幼稚園・保育園等の職員は、「多様な障がい特性のある子どもに対しどのように関わってよいかわからない」、「保護者にどのように障がいの特性を伝え、『気づき』を促してよいか分からない」など、日々の対応に苦慮しているという実態がある。

幼稚園・保育園への障がいのある子どもの受入を促進するためには、専門機関からの支援を充実し、園の職員の支援技術の向上を図ることなど支援体制を一層整備していくことが望ましい。

- さらに、障がいのある子どもが幼稚園・保育園において円滑な園生活を送るためには、専門機関と保育園等の併行通園の活用や、「保育所等訪問支援事業」による幼稚園・保育園における療育の実施など、子どもが園生活を送りやすい環境を構築していくことが望ましい。

## イ 職員の「気づき」の視点の向上

- 発達障がいについては、健診だけでは発見が難しく、幼稚園・保育園等の日常生活の場における保育士等の「気づき」により発見されることが多い。  
保護者にとって相談しやすく頼りやすい場である幼稚園・保育園において、「気づき」から「支え」へと速やかにつないでいくためには、保育士等の「気づき」の視点を養っていくことが望ましい。

## ウ 発達支援児及び「気になる子」への対応力の向上

- 幼稚園・保育園における親子や家族全体への発達支援を推進するためには、子どもが持っている困難さだけに焦点を当てず、保護者の気持ちを子育て支援的な受け止めの中でケアしていくこと、また子どもの支援に必要な情報を関係機関につないでいくことが望ましい。

## (2) 放課後・長期休暇時の支援

### ア 子どもの家等における障がい児の受入促進

- 障がいのある子どもない子ども、なるべく身近な地域で一緒に生活できるよう、子どもの家等における専門的な指導員の確保や育成を図っていきながら、子どもの家等における障がい児の受入を促進していくことが望ましい。

### イ 子どもの家等における障がい児及び「気になる児童」への対応力の向上

- 子どもの家等において、年々増える利用児への対応に追われることなく、障がい児及び「気になる児童」へのきめ細かな対応が行えるよう、子どもの家等の指導員と学校の教職員の連携を強化していくとともに、専門機関による巡回相談など関係機関による支援体制を構築していくことが望ましい。

- また、放課後支援をさらに充実したものとするため、余暇活動としてのスポーツや芸術・文化活動などに参加できる機会等を確保していくことが望ましい。

### ウ 法改正に伴う新たな支援策の検討

- 障がいのある子どもの放課後活動については、平成 24 年度の改正児童福祉法により、障害者自立支援法に定められた「児童デイサービス」から「放課後等デイサービス」へ移行し、子どもの発達に必要な訓練や指導等を行っている。  
放課後活動は、子どもの成長・発達を豊かで確かなものとする重要な施策であることから、「放課後等デイサービス」の利用者ニーズ等を確認するとともに、行政と民間の役割分担などを踏まえながら、具体的な事業展開について検討を進めていくことが望ましい。

### (3) 地域における支援

#### ア 身近な地域における支援体制の強化

- 市内に点在する「子育てサロン」や「なかよしクラブ」、地域を担当する保健師・保育士等による相談の場などの「子育て支援の場」は、親子にとって、身近で利用しやすい「敷居の低い場」であり、「気づき」の初期段階の保護者の思いに添うことができる。

できるだけ早い段階で、発達に不安を抱える保護者への相談や発達に遅れのある子どもへの療育支援につなげるためには、専門機関における支援だけでなく、親子にとってできるだけ身近な地域の「子育て支援の場」における支援も充実していくことが望ましい。

- 特に、保護者自身に障がい等があり養育が十分に行えないケースや、支援を受けることに抵抗があるケースに対し継続した支援を行っていくためには、地域を担当する保健師・保育士が訪問などで個別に対応する、また子どもを取り巻く関係者が連携しながら支援するなど、養育環境の整備を図っていくことが望ましい。
- 障がいのある子どもとその保護者が地域の中で十分な支援が受けられるよう、身近で親子に接している地域の保健師・保育士等と、専門機関の職員等が別々に関わるのではなく、それぞれの役割を明確にするとともに職員の連携を強化し、連続性を持って重層的に支援していくことが望ましい。

### (4) 家族への支援

#### ア 保護者支援の充実

- 保護者の持つ悩みとして、乳幼児期は子どもの飛躍的な成長を期待する余り、診断や周囲からの働きかけを受け入れにくい、学齢期は対人関係や将来への不安が生じやすくなるなど、子どもの成長段階に応じて様々な悩みが生じやすい。

こうした、保護者の悩みを解消するため、カウンセリングや具体的な養育方法等の助言、障がい児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするなど保護者への心理的なケアを充実していくことが望ましい。

- また、保護者が子どもから一時も目が離せず、極限まで追い詰められる状況を防ぐため、一時預かりの充実など保護者の精神的・肉体的負担感を軽減していくことが望ましい。

## イ きょうだい支援の推進

- 保護者は、障がい児の子育てが生活の中心となり、結果的に障がい児のきょうだいへの関わりが薄くなってしまい、きょうだいは、親の関わりが少ないことから生じる孤独感や自分が親の代わりに障がい児を支えていかなくてはならないという将来への不安感などが成長と共に生じやすくなる。

こうした、きょうだいの持つ不安感を解消できるよう、各家族の会などにおける、障がい児のきょうだいに対する支援の取組の促しや、親が障がい児以外のきょうだいに関われる時間を持てるような機会の確保など、きょうだい支援の具体的な施策やその実施方法について関係団体と協働で検討していくことが望ましい。

## 3 関係機関による支援

### (1) 乳幼児から学校卒業後までの途切れのない支援

#### ア 移行期における支援の充実

- 障がいのある子どもは、乳幼児期・学齢期・青年期等それぞれのライフステージにおいて、医療・保健・福祉・教育・就労など複数機関が支援に関わっていることが多く、ライフステージが変わるごとに、関係機関や支援者も変わってしまうため一貫した支援が受けづらい状況にある。

こうした、学齢期への移行時や進学時などにおいて支援が途切れるのを防ぐため、「個別の支援計画」を活用するなど引継ぎの体制を強化するとともに、関係機関との連携を強化し、移行支援の充実を図っていくことが望ましい。

- 特に、小学校への進学後は、子どもや保護者にとって大きく環境が変わることから、安定した学校生活を送れるようになるまでに時間がかかりやすい。

幼稚園・保育園・小学校の職員間の相互理解が深められるよう、幼保小連携事業を活用し、交流、相互訪問、情報共有など職員同士の連携を強化していくことが望ましい。

#### イ 「個別の支援計画」・「サポートファイル」の活用の推進

- 乳幼児期から学校卒業後までの途切れのない支援を行うためのツールである「個別の支援計画」と「サポートファイル」は、使用目的等の認知度がまだまだ不十分であることから、研修会等を通して「個別の支援計画」や「サポートファイル」の活用の啓発・拡充に努めていくことが望ましい。

## (2) 関係機関等との連携した支援

### ア 発達支援ネットワーク会議の効果的な運営

- 医療・保健・福祉・教育など複数機関から構成される「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」において、各関係機関の横や縦の連携を一層強化していくためには、各関係機関が有する発達支援の現状・課題の共通理解に努め、積極的な意見交換を行うなど情報の共有を図っていくことが望ましい。
- また、障がい児者及び青少年の自立に向けた支援が行えるよう、市が設置・運営している「障がい者自立支援協議会（就労支援部会）」や「青少年自立支援ネットワーク会議」との連携を図っていくことが望ましい。

## 4 障がい理解に向けての支援

### (1) 発達支援に係る啓発と人材育成

#### ア 市民を対象にした障がい理解啓発の推進

- 障がいのある人もない人も同じ社会の一員として互いに人格と個性を尊重し、支えあいながらともに暮らし、学び、働く「共生社会」が実現できるよう、障がい理解啓発に市域全体で取り組んでいくことが望ましい。
- 特に、「発達障がい」については正しい知識の浸透がまだまだ不十分であり、一人でも多くの市民が、「発達障がい」について正しく理解するためには、「発達障がい」の特性や関わり方、家族が抱える困難さ、身近な地域での支援の重要性などについて、講演会やイベントの開催を通して「発達障がい」の理解啓発により努めていくことが望ましい。

#### イ 発達支援に携わる職員への研修の充実

- 発達支援に携わる職員の支援力を向上するため、体系的な研修を実施し、人材育成を図っていくとともに、職員は研修に積極的に参加するなど自己研鑽に努めていくことが望ましい。
- 特に、発達支援の専門機関の職員においては、常に高い意識をもち、より専門性の高い研修に参加するなど、自らの資質向上に努めていくことが望ましい。

- また、将来、保育士・保健師等を目指す学生が、発達支援の必要な子どもや保護者に対し適切に関わることができるよう、実習・研修の機会を確保し、障がいのある子どもへの関わり方や保護者の気持ちに寄り添える力など実践的指導力を培っていくことが望ましい。

## (2) 障がいのある子とない子の交流

### ア 交流保育の検証及び地域展開

- 子ども発達センターと西部保育園が行っている交流保育を、今後もより効果的に実施していくためには、これまでの実施手法及び実施効果等について検証し、さらに効果的な手法について検討していくことが望ましい。
- また、子ども発達センター・西部保育園の交流だけにとどまらず、市内の幼稚園・保育園においても交流の機会を持つことができるよう検討していくことが望ましい。

### イ 就学後の交流及び共同学習の充実

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流及び共同学習については、特別支援学校の児童生徒の居住地校交流や特別支援学校と小中学校の学校間交流のほか、小中学校において通常の学級と特別支援学級間の交流が行われている。  
今後も、同じ地域や学校で活動を共にすることをおして、児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を養うとともに、相互の理解と認識を深めるために、引き続き、効果的な交流及び共同学習を積極的に進めていくことが望ましい。

# 宇都宮市発達支援ネットワーク会議の構成員名簿

(平成 25 年 2 月 14 日現在)

	氏 名	所属・役職名
会長	いげもと きよまさ 池本 喜代正	宇都宮大学教授
副会長	くぼ とおる 久保 徹	宇都宮市中学校長会（宇都宮市立一条中学校長）
	ふくだ てつお 福田 哲夫	宇都宮市医師会（福田こどもクリニック院長）
	つぶく そういちろう 津布久 総一郎	とちぎリハビリテーションセンター（相談支援課長）
	はらだ くみこ 原田 久美子	宇都宮市自閉症児者親の会会長
	てらさき みゆき 寺崎 みゆき	宇都宮市肢体不自由児者父母の会会員
	よしなが くみこ 吉永 久美子	NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ理事
	うちだ やすのり 内田 安紀	障がい者生活支援センター運営業者（宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課長）
	やまぐち けんいち 山口 建一	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長
	すがわら かずひろ 菅原 一浩	宇都宮市 PTA 連合会会長
	いまい やすお 今井 恭男	宇都宮市子どもの家連合会会長
	いまい まさのり 今井 政範	宇都宮地区幼稚園連合会会長
	おしのす ひさこ 鷲巣 尚子	宇都宮市民間保育園園長会（徳次郎保育園長）
	やたべ よしひと 矢田部 芳仁	宇都宮市小学校長会（宇都宮市立雀宮中央小学校長）
	しのざき さとる 篠崎 さとる	栃木県高等学校長会 宇都宮支部（栃木県立宇都宮南高等学校教諭）
	せした じゅん 瀬下 準	栃木県高等学校長会特別支援教育部会（栃木県立わかくさ特別支援学校長）
	きくち ふみお 菊地 文雄	宇都宮市保健福祉総務課課長
	はまの のぶゆき 浜野 信之	宇都宮市障がい福祉課課長
	つかだ てつお 塚田 哲夫	宇都宮市青少年自立支援センター所長
	おおくぼ あつこ 大久保 敦子	宇都宮市子ども家庭課課長
	はなわ まさひこ 埴 雅彦	宇都宮市保育課課長
	きさき とくし 佐々木 徳志	宇都宮市教育委員会学校教育課課長
	おおたけ のぶひさ 大竹 信久	宇都宮市教育委員会生涯学習課課長
	ゆざわ よしひさ 湯沢 義久	宇都宮市子ども発達センター所長
	うえさわ ひさこ 上澤 久子	宇都宮市教育委員会教育センター所長